

外出支援サービスが移動支援から同行援護に変わります

自立支援法の改正により、平成 23 年 10 月から視覚障がいのある方の外出を支援するサービスとして、同行援護が始まります。これに伴い、移動支援から同行援護への切り替えが必要となりますので、 月 日までに 区役所保健福祉課（ 番窓口）で手続きを行ってください。

1 手続方法

同封の申請書を区役所に提出してください。同行援護には、「身体介護を伴う」・「身体介護を伴わない」の 2 種類があります。外出先で食事やトイレなどに身体介護が必要な場合は「身体介護を伴う」、それ以外は「身体介護を伴わない」に丸をつけてください。

なお、案内・誘導のためにヘルパーが身体に触れることは身体介護に含まれません。

支給決定にあたり、区役所職員が訪問調査を行う場合や、医師意見書の提出が必要となる場合があります。

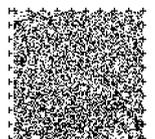
9 月末までに支給決定を行い、受給者証を発送しますので、同行援護の事業所と利用契約を行って下さい。

2 留意事項

サービス内容や支給量については、基本的にこれまでの移動支援と同様です。

生活保護・非課税世帯の方は、これまでどおり利用者負担はありません。

課税世帯の方は一割の利用者負担となります。これまでより負担額が増減する場合がありますが、居宅介護等と合わせて負担上限額が設けられます。



2人の利用者が1人のヘルパーから支援を受ける
「グループ支援」をご希望の方はお問い合わせ下さい。
視覚障がいのほかに全身性、知的、精神障がいのある
方はお問い合わせ下さい。

申請書提出・お問合せ先

〒000 - 0000 札幌市 区 条 丁目

区役所保健福祉課 (区役所 階 保健福祉課 番窓口)

TEL 011 - - 2400 (内線)

担当：